

令和 7 年第 1 回定例会

美 郷 町 議 会 会 議 録 (第 4)

令和 7 年 3 月 1 9 日

美 郷 町 議 会

令和7年第1回美郷町議会定例会会議録（第4日目）

令和7年3月19日（水曜日）

◎開会日時 令和7年3月19日 午後 3時00分 開会
◎閉会日時 令和7年3月19日 午後 3時33分 閉会

◎出席議員（10名）

1番 若杉 伸児君	2番 早川 節夫君
3番 中田 武満君	4番 兒玉 鋼士君
5番 山本 文男君	6番 中嶋奈良雄君
7番 川村 嘉彦君	8番 甲斐 秀徳君
9番 川村 義幸君	10番 那須 富重君

◎欠席議員 な し

◎欠 員 11番 小路 文喜君

◎事務局職員氏名 事務局長 沖田 修一君 書記 川西ゆきみ君

◎説明のための出席者職氏名

町長	田中 秀俊君	副町長	藤本 茂君
教育長	大坪 隆昭君	会計管理者	泉田 浩文君
総務課長	甲斐 武彦君	税務課長	川村 博昭君
企画情報課長	田村 靖君	町民生活課長	黒田 和幸君
健康福祉課長	海野 勝弥君	建設課長	佐藤 文幸君
農林振興課長	松下 文治君	政策推進室長	田常 浩二君
教育課長	鎌田 次郎君	地域包括医療局事務長	田原 裕亮君
南郷地域課長	田中 幸生君	北郷地域課長	長田 孝規君

◎会議の経過 別紙のとおり

令和 7 年第 1 回美郷町議会定例会 議事日程（第 4）

令和 7 年 3 月 1 9 日
午後 3 時開議

日程第 1 委員会審査報告

- | | |
|---------|-----------------------------|
| 議案 第4号 | 公の施設の指定管理者の指定について |
| 議案 第5号 | 公の施設の指定管理者の指定について |
| 議案 第6号 | 公の施設の指定管理者の指定について |
| 議案 第7号 | 公の施設の指定管理者の指定について |
| 議案 第8号 | 公の施設の指定管理者の指定について |
| 議案 第12号 | 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例 |
| 議案 第13号 | 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例 |
| 議案 第14号 | 美郷町使用料徴収条例の一部を改正する条例 |
| 議案 第15号 | 美郷町公の施設条例の一部を改正する条例 |
| 議案 第16号 | 美郷町教職員住宅条例の一部を改正する条例 |
| 議案 第17号 | 美郷町営賃貸住宅条例の一部を改正する条例 |
| 議案 第19号 | 美郷町犯罪被害者等支援条例の一部を改正する条例 |
| 議案 第20号 | 美郷町耳川出水災害危険区域に関する条例 |
| 議案 第28号 | 令和 7 年度美郷町一般会計予算 |
| 議案 第29号 | 令和 7 年度美郷町国民健康保険事業特別会計予算 |
| 議案 第30号 | 令和 7 年度美郷町介護保険事業特別会計予算 |
| 議案 第31号 | 令和 7 年度美郷町後期高齢者医療事業特別会計予算 |
| 議案 第32号 | 令和 7 年度美郷町国民健康保険診療所事業特別会計予算 |
| 議案 第33号 | 令和 7 年度美郷町国民健康保険病院事業会計予算 |
| 議案 第34号 | 令和 7 年度美郷町簡易水道事業会計予算 |
| 議案 第35号 | 令和 7 年度美郷町農業集落排水事業会計予算 |

一括討論、個別採決

日程第 2 議員派遣について

日程第 3 閉会中の委員会活動の申し出について

会 議 録

令和 7 年 3 月 1 9 日
午後 3 時 0 0 分開議

【事務局長 沖田 修一】

「一同起立・礼」・・・こんにちは・・・御着席ください。

【議長 那須 富重】

本日は定例会最終日であります。本日もよろしくお願いたします。

米の価格が昨年の 2 倍、野菜も 2 倍と、なかなか鎮静化を見せない状況です。農業取り巻く環境が大きく変わってきているように感じます。

特に、米につきましては連日のように江藤農林水産大臣への質疑、答弁の様子が報じられております。今朝の国会答弁では、「生産者、消費者ともに納得いただける価格に落ち着くことを望んでいる」と、大変難しい舵取りをされているように感じました。

今、米作りの準備が始まっております。まずは生産者の皆さんにはしっかりと秋の収穫に向けて米作りに臨んでいただきたいと願うところであります。

本町では、令和 4 年、令和 5 年、令和 6 年の台風大雨による災害の復旧がまだ十分ではありませんが、昨日はの現地調査では災害現場も視察してまいりました。大変深刻な状況であると実感したところであります。

政府は「インバウンドがコロナ禍前の 3, 0 0 0 万人に戻りつつある中、今後 6, 0 0 0 万人の目標を立てている」との報道がありました。

当地域においても、現在の観光資源をはじめ潜在的な観光資源の掘り起こしを含めいろいろな所がその恩恵に預かれるように、私たち自身自ら努力していかなければと考えているところであります。

執行部の皆さんにもよろしくお願いをするところであります。

ただいまの出席議員は 1 0 名であります。

これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付の議事日程表のとおりであります。

上着を脱ぎたい方は脱ぎことを許します。

写真撮影の申出がありましたので、これを許可しました。

日程第 1 委員会審査報告を行います。

議案第 4 号 公の施設の指定管理者の指定について

議案第 5 号 公の施設の指定管理者の指定について

議案第 6 号 公の施設の指定管理者の指定について

議案第 7 号 公の施設の指定管理者の指定について

議案第 8 号 公の施設の指定管理者の指定について

議案第 1 2 号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

議案第 1 3 号 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

議案第 1 4 号 美郷町使用料徴収条例の一部を改正する条例

議案第 1 5 号 美郷町公の施設条例の一部を改正する条例

議案第 1 6 号 美郷町教職員住宅条例の一部を改正する条例

議案第 17 号 美郷町営賃貸住宅条例の一部を改正する条例
 議案第 19 号 美郷町犯罪被害者等支援条例の一部を改正する条例
 議案第 20 号 美郷町耳川出水災害危険区域に関する条例
 議案第 28 号 令和 7 年度美郷町一般会計予算
 議案第 29 号 令和 7 年度美郷町国民健康保険事業特別会計予算
 議案第 30 号 令和 7 年度美郷町介護保険事業特別会計予算
 議案第 31 号 令和 7 年度美郷町後期高齢者医療事業特別会計予算
 議案第 32 号 令和 7 年度美郷町国民健康保険診療所事業特別会計予算
 議案第 33 号 令和 7 年度美郷町国民健康保険病院事業会計予算
 議案第 34 号 令和 7 年度美郷町簡易水道事業会計予算
 議案第 35 号 令和 7 年度美郷町農業集落排水事業会計予算

議案第 4 号から議案第 8 号、議案第 12 号から議案第 17 号、議案第 19 号、議案第 20 号、議案第 28 号から議案第 35 号までの 21 件を一括議題とし、本案に対する令和 7 年度予算等審査特別委員長の審査報告を求めたいと思います。

これに御異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

異議なしと認めます。

したがって、21 件を一括議題とし、委員長の審査報告を求めます。

令和 7 年度予算等審査特別委員長 川村 義幸 議員。

【予算等審査特別委員長 川村 義幸】

議長。

【議長 那須 富重】

予算等審査特別委員長、川村 義幸 議員。

【予算等審査特別委員長 川村 義幸】

それでは、令和 7 年度予算等審査特別委員会について、お手元に配付の委員会審査報告書により報告いたします。

令和 7 年 3 月 10 日、本委員会に付託された下記の議案は、審査の結果、下記のとおり決定したので、会議規則第 77 条の規定により報告します。

記

1. 付託議案

議案第 4 号から議案第 8 号、議案第 12 号から議案第 17 号、議案第 19 号、議案第 20 号、議案第 28 号から議案第 35 号の 21 件で、委員会審査報告書のとおりです。

2. 審査の経過

令和 7 年 3 月 10 日、11 日、12 日、13 日、14 日、17 日、18 日の 7 日間、委員会を開催して、副町長、教育長、各課等の長、担当者の出席を求め説明を受けた後、審議を行い、慎重に審査を行った。

3. 審査の結果

審査の結果、本委員会に付託された上記議案21件については、原案のとおり可決すべきものと決定した。

4. 付記事項

- ① 燃やせるごみの減量対策のためしっかりとしたごみの分別の指導を行うとともに、加えて、ごみ全体の減量対策を実施して、町の財政負担軽減を図ること。
- ② 救急救命業務は、救急救命士や救急車の運転手、通報を受ける者に、確実な現場到着ができるよう必要な研修を行うこと。
また、救急を要請する町民に対しても、119番の通報に必要な内容の周知を行うこと。
- ③ 地元消防団が減少しているので、町は、防火水槽や格納庫を含む消火栓の点検が確実に行えるよう、地元消防団と自主防災組織で連携した点検の実施について、指導推進を行うこと。
- ④ 今の医療体制を維持するために、今後とも派遣医師や定着医師の確保に努めること。

(口頭による意見)

- ① 町で管理している防犯灯の設置箇所の調査を行い、機能していない防犯灯は廃止して、町の財政負担軽減を図ること。
- ② 職員の御努力により災害復旧も進んでいる事に感謝する。
今後も災害復旧の早期完成に努めること。
- ③ 第3期総合戦略は、効果を十分検討して事業を構築すること。
- ④ 地籍調査事業も西郷峰千本地区は、令和7年度に登記完了予定との説明があった。これで町内全て登記が完了することに対して、職員の取組に感謝する。
今後は、他地区との公平性を図るためにも、早期に実測課税へ移行すること。

以上で、令和7年度予算等審査特別委員会の審査報告を終わります

【議長 那須 富重】

委員長報告が終わりました。

お諮りします。

21件を一括して質疑を省略し、一括して討論を行いたいと思います。

これに、御異議ありませんか。

(「異議なし」との声あり)

異議なしと認めます。

したがって、21件を一括して討論を行うことに決定しました。

これから、21件を一括して討論を行います。

討論はありませんか。

【5番 山本 文男】

議長。

【議長 那須 富重】

5 番、山本 文男議員。

【5 番 山本 文男】

議案第 3 2 号 令和 7 年度美郷町国民健康保険診療所事業特別会計予算について、反対の立場から討論を行います。

令和 7 年度からの町の診療体制が示されました。

派遣医師が 1 名減となり、北郷診療所を金曜日休診とするようです。南郷と比べ、北郷は西郷病院との距離も近いこともあって、令和 2 年度から始まった新しい医療体制については、北郷の住民も何とか我慢できる範囲だったと思います。

今回示された内容を見ると、北郷診療所に比べ、南郷診療所の医療体制が充実していて、診療体制に大きな格差があると思います。

入院機能、救急体制の確保等を踏まえての大変難しい医師の配置だということは理解しておりますが、南郷診療所に午前・午後と内科の医師を配置しながら内科の医師を診療支援で追加するのは、どう考えても手厚過ぎると思います。

また、皮膚科においても、北郷診療所で診療支援を行ったほうが距離的にも近い西郷の患者さんにとっても便利がいいのではないかと考えます。

「北郷診療所が休診となる金曜日に、なぜ診療支援ができないのか」予算委員会で説明を求めましたが、納得できる回答はいただけませんでした。

私は、示された資料を持って北郷内を歩きました。内容を知った多くの住民が不満を感じておられます。医療サービスに大きな格差があることを指摘しまして、議案第 3 2 号に対する私の反対討論といたします。

【議長 那須 富重】

ただいま、議案第 3 2 号につきましての反対討論が述べられました。

これに対する賛成討論はございませんか。

【8 番 甲斐 秀徳】

議長。

【議長 那須 富重】

8 番 甲斐 秀徳 議員。

【8 番 甲斐 秀徳】

賛成の立場から討論を行いたいと思います。

新年度において医師が 1 名減ということで、医師を全部含めると 5 名体制ということになります。1 名減であるために、医師に対しては多くの無理もあると思われる、今後、透析も毎日 2 クールで行われる予定ということを知っています。この 1 名減がどのようにこの透析に対しても無理が行くかということも心配されます。医師たちのオーバーワークがないように頑張ってもらいたいということで、私の賛成討論に変えたいと思います。

以上です。

【議長 那須 富重】

甲斐議員、これは議案第32号ですかね。

【8番 甲斐 秀徳】

そうです。

【議長 那須 富重】

では、議案第32号に対する賛成討論ということですね。
ただいま議案第32号に対する賛成討論が行われました。
反対討論はございませんか。

(「なし」との声あり)

ほかに討論はございませんか。

(「なし」との声あり)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第4号 公の施設の指定管理者の指定についての採決を行います。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

起立全員であります。

したがって、議案第4号は、委員長の報告のとおり可決されました。

ここで、傍聴の方がお見えでございます。厚くお礼を申し上げるところでございます。

続きまして、議案第5号 公の施設の指定管理者の指定についての採決を行います。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

起立全員であります。

したがって、議案第5号は、委員長の報告のとおり可決されました。

続きまして、議案第6号 公の施設の指定管理者の指定についての採決を行います。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

起立全員であります。

したがいまして、議案第 6 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

続きまして、議案第 7 号 公の施設の指定管理者の指定についての採決を行います。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

起立全員であります。

したがいまして、議案第 7 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

続きまして、議案第 8 号 公の施設の指定管理者の指定についての採決を行います。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

起立全員であります。

したがいまして、議案第 8 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

続きまして、議案第 12 号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の採決を行います。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

起立全員であります。

したがいまして、議案第 12 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

続きまして、議案第 13 号 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の採決を行います。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

起立全員であります。

したがいまして、議案第 13 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

続きまして、議案第 14 号 美郷町使用料徴収条例の一部を改正する条例の採決

を行います。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

起立全員であります。

したがって、議案第14号は、委員長の報告のとおり可決されました。

続きまして、議案第15号 美郷町公の施設条例の一部を改正する条例の採決を行います。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

起立全員であります。

したがって、議案第15号は、委員長の報告のとおり可決されました。

続きまして、議案第16号 美郷町教職員住宅条例の採決を行います。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

起立全員であります。

したがって、議案第16号は、委員長の報告のとおり可決されました。

続きまして、議案第17号 美郷町営賃貸住宅賃貸住宅条例の一部を改正する条例の採決を行います。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

起立全員であります。

したがって、議案第17号は、委員長の報告のとおり可決されました。

続きまして、議案第19号 美郷町犯罪被害者等支援条例の一部を改正する条例の採決を行います。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

起立全員であります。

したがいまして、議案第 19 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

続きまして、議案第 20 号 美郷町耳川出水災害危険区域に関する条例の採決を行います。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

起立全員であります。

したがいまして、議案第 20 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

続きまして、議案第 28 号 令和 7 年度美郷町一般会計予算の採決を行います。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

起立全員であります。

したがいまして、議案第 28 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

続きまして、議案第 29 号 令和 7 年度美郷町国民健康保険事業特別会計予算の採決を行います。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

起立全員であります。

したがいまして、議案第 29 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

続きまして、議案第 30 号 令和 7 年度美郷町介護保険事業特別会計予算の採決を行います。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

起立全員であります。

したがいまして、議案第 30 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

続きまして、議案第 31 号 令和 7 年度美郷町後期高齢者医療事業特別会計予算の採決を行います。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

起立全員であります。

したがいまして、議案第31号は、委員長の報告のとおり可決されました。

続きまして、議案第32号 令和7年度美郷町国民健康保険診療所事業特別会計予算の採決を行います。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立多数)

起立多数であります。

したがいまして、議案第32号は、委員長の報告のとおり可決されました。

続きまして、議案第33号 令和7年度美郷町国民健康保険病院事業会計予算の採決を行います。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

起立全員であります。

したがいまして、議案第33号は、委員長の報告のとおり可決されました。

続きまして、議案第34号 令和7年度美郷町簡易水道事業会計予算の採決を行います。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

起立全員であります。

したがいまして、議案第34号は、委員長の報告のとおり可決されました。

続きまして、議案第35号 令和7年度美郷町農業集落排水事業会計予算の採決を行います。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

起立全員であります。

したがいまして、議案第35号は、委員長の報告のとおり可決されました。

日程第2 議員派遣についてを議題といたします。

会議規則第129条第1項の規定により、議員を派遣しようとするときは、議会の議決でこれを決定するとなっております。

本定例会以降、令和7年6月までの議会で派遣する議員につきましては、お手元に配付しました名簿のとおり選任したいと思います。

なお、日時、場所等については議長に一任願いたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

異議なしと認めます。

したがいまして、議会で派遣する議員は別紙のとおり選任することに決定しました。

日程第3 閉会中の委員会活動の申出についてを、議題とします。

お手元に配付のとおり、議会運営委員長、総務厚生常任委員長、文教産業常任委員長からそれぞれ申出が提出されております。

お諮りします。

会議規則第75条の規定により、閉会中の調査研究の申出がありました。

申出のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」との声あり)

異議なしと認めます。

よって、閉会中の調査研究については、申出のとおり決定しました。

ここで、町長から発言の申出がありましたので、これを許します。

【町長 田中 秀俊】

議長。

【議長 那須 富重】

町長。

【町長 田中 秀俊】

それではお許しをいただきまして、3月議会定例会のお礼を申し上げます。

この定例会で報告1件、諮問2件、議案32件、追加議案1件の議案を提案させていただきました。3月5日から本日までの15日間の日程で慎重に審議いただき、全議案可決をいただきましたことにお礼を申し上げます。ありがとうございます。付記事項及び口頭意見がありますので、その執行には議会の皆様には丁寧に説明し町民の皆様には理解を求めてまいります。

特に、この3月定例会は各会計、令和7年度当初予算を提案していますので、私にとりましては非常に責任の重い定例会であります。

予算編成において、町民の福祉の向上を念頭に編成した予算であります。改めまして可決をいただき感謝を申し上げます。

一般質問では4名の議員の皆様から質問をいただきました。一般質問の答弁のと

おり、しっかりと対処してまいります。議員各位の御理解とまた御協力をお願いいたします。

また、2期目の最終年度でもあります。仁徳天皇は「民のかまどは賑わいにけり」と言っておりますが、町民が福祉を、そして幸せを感じるよう、新たな気持ちで町政に取り組んでまいります。

総括質疑において、施政方針で、「美郷町は私たち町民にとりましても、また地域を離れている方々にとりましても、ここがふるさとです。私は、過疎の半世紀を頑張り抜いた地域がやがて新しい夜明けを迎える時代が必ず到来する」と書いていますが、それに対しての質疑は、「新しい夜明けをただ待つだけではなく、新しいものをつくっていくことが美郷町の夜明けになる。地域を離れていく若者を減らし、また戻ってきたいまちにするためにも、魅力ある職場をつくっていくことが必要である」との御意見をいただいております。

そのとおりだと思っております。「座して死を待つよりは、出て活路を見出さん」の言葉どおり、失敗を恐れず勇気をもって一歩を踏み出すことは大切ではなかろうかと、そう思うところであります。

東日本大震災から14年が過ぎました。いつどこでどんな災害が起こるか発生するか予測はできませんが、南海トラフ地震は必ず起こると言われております。一般質問でも自主防災組織の充実・強化の質問をいただきましたが、常在危機意識を持って、町民への周知徹底を図る必要があると認識をしております。

本年度をもって退職される松下農林振興課長には、長きにわたって職員として、また課長として農林振興に御努力いただき、私の能力不足を補っていただきましたことに感謝を申し上げます。

結びになりますが、明日が二十四節気の春分です。春は名のための風の寒さやであります。お体には御自愛いただき、各議員各位のさらなる御活躍と御健勝を御祈念申し上げます。3月議会のをお礼の言葉といたします。ありがとうございました。

【議長 那須 富重】

これで、本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

以上をもちまして、令和7年度第1回美郷町議会定例会を閉会いたします。

【事務局長 沖田 修一】

「一同・起立・礼」・・・お疲れさまでした。

(閉会 15時33分)